

1 件 名 三浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において五類感染症に位置づけられ、同日以降に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については国からの財政支援が終了した。

条例附則第3項及び国民健康保険法第110条（保険給付等の請求時効規定）から、令和8年11月10日以降、国の財政支援の対象となる新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給は発生しないが、今後も想定される、感染症法の一類感染症等の全国的かつ急速なまん延等に備え、必要な見直しを行うこととするもの。

3 条例の内容

これまで、傷病手当金の支給対象は新型コロナウイルス感染症に限定してきたが、今後は、感染症の全国的かつ急速なまん延等を防止するため国が保険者に対して財政支援を講じた感染症法に規定する感染症についても傷病手当金の支給対象とするよう、所要の改正を行うもの。

4 施行期日

公布の日から施行するものとする。

5 経過措置

改正前の附則第3項から第8項までの規定に基づき令和8年11月9日までに申請される傷病手当金については、なお従前の例による。